

2022事業年度第3回臨時評議員会議事録

- 1 開催日時 2023年2月24日(金) 14時00分～15時10分
- 2 開催場所 宇部市文化会館 2階 第1研修室
- 3 評議員現在数及び出席評議員数並びにその氏名
評議員現在数 5名
出席評議員数 4名
出席した評議員の氏名 二木寛夫 福田隆真 井原毅 脇和也
欠席した評議員の氏名 野口政吾
- 4 出席した理事の氏名
出席した理事 福本陽平
- 5 議長の氏名 脇和也
- 6 議事録署名人の氏名 二木寛夫 井原毅
- 7 議事
第1号議案 公益財団法人の認定申請について
第2号議案 2023事業年度の事業計画について
第3号議案 2023事業年度の収支予算について
第4号議案 定款変更及び規程等の一部改正について
第5号議案 公益認定申請に伴う規程等に含まれる法人名称中の「一般財団法人の文字の「公益財団法人」への一斉変更について

8 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

評議員5名のうち、過半数以上が出席し、定款第21条第3項に規定する特別決議に必要な3分の2以上をも満たしており、本臨時評議員会は適法に成立。

定款第20条に基づき、脇評議員が議長に就任した。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

第1号議案 公益財団法人の認定申請について

議長の求めに応じ、事務局より公益財団法人の認定申請について説明の後、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

福田評議員

1ページ、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律抜粋の第5条十三にある理事、監事及び評議員の報酬が不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであることというのはどういうことですか。あと、単純に考えると公益になれば収入を得てもよいということなので、それは15、16ページにある渡辺翁記念会館、文化会館の利用料収入と物品販売の手数料を足したものということですか。

事務局（事務局長 白石）

まず、理事、監事及び評議員の報酬についてですが、公益であるので役員があまりたくさん報酬を得てはいけないということで、理事の一存で報酬額を決められないように、本日お諮りする規程等の改正に役員等の報酬及び費用に関する支給基準に常勤役員、非常勤役員、評議員の基準を定めております。

また、収入についてのお尋ねですが、公益財団法人の事業が、公益目的事業、収益事業、法人会計となり、財団全体の収入として、まず文化芸術に関わる公益目的事業については、チケット販売収入、宇部市補助金等、文化芸術に直接関わらない収益事業として、物品販売等の収入、軽食堂の利用料収入等があり、法人会計は理事会、評議員会等の運営に関わるものとなります。公益認定を受けますと公益目的事業が全体の半分以上を占めないといけないという公益目的事業比率の決まりがあり、公益目的事業の収入は公益目的事業に充てなければいけません。そして収益事業の収入についてもおおよそ半分は公益目的事業にまわさなければいけないというルールがございますので、全体としては公益目的事業をきちんと行っていくということが求められます。

福田評議員

収益事業はもっと増やしてもよいということではないですか。

事務局（事務局長 白石）

増やしてもよいですが、公益目的事業比率等に抵触してはいけません。

福田評議員

公益財団になれば、寄附を受けたりスポンサーを獲得したりして、人件費等の経費を賅っている宇部市からの補助金を減らしていくことができ、市民のための活動を市に頼らずに行っていけるようになるので、現在、大口の寄附やスポンサー獲得の予定はありますか。

事務局（事務局長 白石）

現在のところは決まっておりません。ただ、寄附をいただく場合、寄附の目的によって公益目的事業、収益事業に振り分けないといけません。

福田評議員

これから寄附を受ける活動はもっとできるようになるということですね。

事務局（事務局長 白石）

そうです。

福田評議員

こういう文化振興財団が県内にいくつかあり、それらの市からの補助金の比率がどれぐらいになっているのかということもありますが、現在ほとんど市の補助金に頼っていて窮屈なので補助金の比率を減らしていければ、ある程度自由に独自の企画、活動をすることができ、市民に文化芸術を提供していくことができるようになるのではないかと思います。これから補助金の比率が減らせるように大口の寄附やスポンサーを獲得する計画をしていってもらえればよいと思います。

事務局（事務局長 白石）

ただ、県内のほとんどが公益財団ですが、寄附は少なく、ほとんどないところもあり、多くは行政からの補助金に頼っているというのが実情です。

議長（脇評議員）

活動が活発になり市民の注目度が上がり、それに伴って寄附も増えていけばよいですね。その道筋が作られたということは大きな進歩だと思います。^

井原評議員

公益認定を受けることのメリットをもう一度お伺いしたい。

事務局（事務局長 白石）

まず、県の審査を受けて公益性を認められるということで社会的信用力が高まります。

それから税制上では、寄附について、寄附者が個人なら、所得控除もしくは税額控除、税額控除は要件が厳しいですが、少なくとも所得控除は受けていただけ、法人なら損金算入が認められ、寄附者に税の優遇措置があり寄附が集めやすくなります。また、当財団も公益目的事業に対する法人税はかかりません。

他に質疑等がなかったので、出席評議員に賛否を諮ったところ、原案どおり出席評議員全員異議なく承認可決した。

第2号議案 2023事業年度の事業計画について

議長の求めに応じ、事務局より2023事業年度の事業計画について説明の後、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

議長（協評議員）

文化会館が来年から2年間休館ということですが、休館中、代替施設の確保をどうするか等、決まっていれば教えていただきたい。

事務局（事務局長 白石）

来年1月から約2年間、文化会館の大規模改修ということで休館となりますが、その間におきましては、宇部市内の湖水ホール、総合福祉会館、多世代ふれあいセンター、ヒストリア宇部等の活用に加え、当財団が行う公演に関しましては、宇部市民の方はもとより近隣の市の方も多くお客様としてご来場いただいております、近隣の市の文化施設が会場であっても宇部市民の方もある程度行っていただけるのではないかと思いますので、近隣の市の施設とも連携を図り、現在、山陽小野田市の文化施設と文化事業を連携して行うことができないか等、協議を行っております。

他に質疑等がなかったので、出席評議員に賛否を諮ったところ、原案どおり出席評議員全員異議なく承認可決した。

第3号議案 2023事業年度の収支予算について

議長の求めに応じ、事務局より2023事業年度の収支予算及び資金調達及び設備投資の見込みについて説明の後、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、特に質疑等がなかったので、賛否を諮ったところ、原案どおり出席評議員全員異議なく承認可決した。

第4号議案 定款変更及び規程等の一部改正について

議長の求めに応じ、事務局より定款変更及び規程等の一部改正について説明の後、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、下記のとおり質疑があった。

福田評議員

定款の変更について、第45条で、現行で3分の2以上の決議となっていたのが消えたということは全員ということになるのでしょうか。

事務局（事務局長 白石）

特別決議は現行と同じく3分の2以上となります。第22条第2項に特別決議の内容を列挙しておりますので、第45条では、3分の2以上という表現を省いたということです。

二木評議員

特別決議以外は過半数だと思いますが、それはどのような決議ですか。

事務局（事務局長 白石）

例えば、この度ご審議いただいた事業計画、収支予算書等です。

他に質疑等がなかったので、出席評議員に賛否を諮ったところ、原案どおり出席評議員全員異議なく承認可決した。

第5号議案 公益認定申請に伴う規程等に含まれる法人名称中の「一般財団法人」の文字の「公益財団法人」への一斉変更について

議長の求めに応じ、事務局より公益認定に伴う規程等に含まれる法人名称中の「一般財団法人」の文字の「公益財団法人」への一斉変更について説明の後、議長により出席評議員に質疑等の意見がないか求めたところ、特に質疑等がなかったので、賛否を諮ったところ、原案どおり出席評議員全員異議なく承認可決した。

以上をもって議案の審議を終了したので、15時10分に議長は閉会を宣言し、解散した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び出席した評議員から議事録署名人として選出された二木寛夫評議員、井原毅評議員は記名押印する。

2023年2月24日

議 長 脇 和 也

議事録署名人 二 木 寛 夫

議事録署名人 井 原 毅